

「小型空調契約 2026 年 4 月 1 日実施」

における 2026 年 5 月検針分から
2027 年 3 月検針分のガス料金算定
に係るその他の供給条件

2026 年 4 月 1 日実施

蒲原瓦斯株式会社

目 次

1 .	対象-----	1
2 .	適用期間-----	1
3 .	料金表-----	1
付	則-----	3

「小型空調契約 2026年4月1日実施」における2026年5月検針分から2027年3月検針分のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「小型空調契約 2026年4月1日実施」（以下「小型空調契約」といいます。）に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

1. 対象

当社と小型空調契約に基づくガスの供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまが対象となります。

2. 適用期間

2026年5月1日から2027年3月31日までに支払義務が発生するものについては、
3. 料金表に基づき料金を算定するものといたします。

3. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

【小型空調契約1種】

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,300.00円
------------------	-----------

（2）基準単位料金

冬 期	1立方メートルにつき	137.63円
その他期	1立方メートルにつき	130.15円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに、小型空調契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

【小型空調契約2種】

（1）基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,980.00円
------------------	-----------

（2）基準単位料金

冬 期	1立方メートルにつき	139.77円
その他期	1立方メートルにつき	131.25円

（3）調整単位料金

（2）の各基準単位料金をもとに、小型空調契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

【小型空調契約 3 種】

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	9 9 0 . 0 0 円
---------------------	---------------

(2) 基準単位料金

冬 期	1 立方メートルにつき	1 4 2 . 9 1 円
その他期	1 立方メートルにつき	1 3 6 . 5 3 円

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに、小型空調契約 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2026年4月1日から実施いたします。